

答申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童虐待の防止等に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく面会・通信制限措置決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮詢があつたので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇所長（以下「処分庁」という。）が令和4年6月1日付けの面会・通信制限措置決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った、請求人の子である〇〇さん（平成〇年〇月〇日生。以下「本児」という。）に係る法12条1項の規定に基づく面会・通信制限措置決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

1 本児との面会及び通信を全面的に制限する理由がない。

令和〇年〇月〇日の弁明の機会の付与について（通知）の際、封筒の裏に書かれた手書きメモ4点（「聴取を受けないと少年院に行くことになる」、「本当はもっと早く施設を出された」、「児相のせいで本児に会えなかった」、施設内で大声を出した、同意書の署名を求めた）については、いずれの事実も本児と請求人との面会及び通信を全面的に制限するほどの理由にはならない。

父母子面会について、弁明書に「父母の都合でキャンセルが続き」とあるが、事実と異なる。

父は、妄想的発言はしていない。

同意書は、父母子面会の前月にも用紙を担当職員に見せており、面会の数日前の電話でも同意書を取ることを想定しているような発言を担当職員がしたため、父母は了承されたと考えていた。

- 2 処分庁は、本児の性格や行動が特異に形成されてきたのは父の言動や育て方にあると理解して、面会を全面的に禁止することが本児の変化につながるとする。しかし、本児が鑑別所で受けた自閉症スペクトラム症疑い、心的外傷後ストレス障害疑いとの診断からすると、親の育て方及び接し方とは関連性なく形成されるものであり、本児に必要なのは児童精神医学的な専門的診察・検査であり、その前提として速やかに本件処分は解除される必要がある。
- 3 令和〇年〇月〇日から同月〇日までの間、本児は薬物などを投与されていたようであり、正常な会話ができず、解離や多重人格などの症状が起こっていた。そのため、この間の本児の発言については、慎重に解釈する必要がある。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 9 月 26 日	諮問
令和 5 年 10 月 20 日	審議（第82回第2部会）
令和 5 年 11 月 17 日	審議（第83回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

1 法令等の定め

- (1) 法 12 条 1 項は、児童虐待を受けた児童について児童福祉法 27 条 1 項 3 号の措置が採られた場合等において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるとときは、児童相談所長は、当該児童虐待を行った保護者について、当該児童との面会（法 12 条 1 項 1 号）及び当該児童との通信（同項 2 号）を制限することができる旨を定めている。
- (2) 児童虐待の定義について、法は、「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」（2 条 1 号）、「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置（中略）その他の保護者としての監護を著しく怠ること。」（2 条 3 号）などを規定している。

そして、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課編「子ども虐待対応の手引き（平成 25 年 8 月改正版）」（以下「手引き」という。）第 1 章・1・(2)において、法が定める児童虐待の具体的例示として、同条 1 号の身体的虐待について「打撲傷、あざ（内出血）」等が、同条 3 号のネグレクトの具体的例示として「子どもの健康・安全への配慮を怠っている」、「子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない」、「子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）」等が挙げられている。

- (3) 行政手続法 13 条 1 項は、行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者について、同項 1 号イからニまでのいずれかに該当するときは聴聞の手続を、また、いずれにも該当しないときは弁明の機会の付与の手続（同項 2 号）を執らなければならぬと定めている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、以下の各事実を認めることができる。

ア 令和〇年〇月〇日、処分庁は、身柄付通告された本児を、身

体的虐待の疑いにより一時保護した（本件一時保護。通告した〇〇署は、本児から、勉強をしないことで父に右腕を蹴られ痣ができた旨を聴取し、右腕上腕部に痣があることを確認した。）。処分庁は、本児から不登校であること等を聞き取った。

イ 令和〇年〇月〇日、〇〇家庭裁判所の観護措置により、本児は〇〇少年鑑別所に入所した。

ウ 令和〇年〇月〇日、〇〇家庭裁判所の審判（2年の間に通算150日を限度として自由を制限する強制的措置をとることができるとするもの）を受けて、処分庁は、本児について本件施設への入所措置をとった。

エ 令和〇年〇月〇日、本件施設において行われた父母子面会において、父は、事実と異なる主張を本児に伝えたほか、施設職員や担当職員と本児との信頼関係を崩す発言をした。また、持参した書類（同意書）に署名することを本児に求めた。請求人は、これらの父の行動を制止しなかった。

オ 担当職員は、父母子面会後の本児の状況から、本児は、父母子面会時に父から伝えられた情報を事実と信じたと認識した。

カ 令和〇年〇月〇日、処分庁は、父母子面会時の父母の行動が、本児の福祉を著しく害する行為であり、父母との面会及び通信を制限しなければ本児の精神的安定を保つことが難しいとして、本件処分を行うに当たって、父母に対して弁明の機会付与の通知をした。

キ 処分庁は、請求人から提出された弁明に理由があるとは認めず、本児との面会及び通信を制限することを決定し、請求人に通知した。

上記アないしキの各事実から、小学校、中学校への不登校等により社会との関わりが特異であった本児は、〇〇家庭裁判所の審判により児童福祉法27条1項3号の規定に基づき本件施設への入所措置処分が採られ、本件施設における日常生活や人間関係の構

築により少しずつ社会性を身に着けている最中であったところ、父母子面会における父の発言内容を事実と信じたものと認められる。

父の発言内容には、事実と異なる主張が複数存在するほか、施設職員や担当職員と本児の信頼関係を崩す発言もあったが、請求人は父の行動を制止しなかったものである。

本件の事情に照らし、父母子面会における父母の言動が本児の認知の偏りを助長し、本児の健全な成長発達を妨げる危険性があることは明らかであり、請求人に対し、本児との面会及び通信を制限する必要性を認めることができる。

なお、本件処分を行うに当たって、処分庁は、父母に弁明の機会を付与している。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに従って適正になされたものといえ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、上記第3・1のとおり、本件処分には理由がない旨主張する。

しかし、令和〇年〇月〇日の父母子面会の予定が決まるまで、児相は父と調整を続けたものと認められ、父母子面会の日程に係る請求人の主張は、本件処分の取消理由とはならない。

次に、聴取を受けないと少年院に行くことになる、本当はもつと早く本件施設を出ることが可能であった、等の発言の内容は、本児に関して事実であると認めることはできないから、請求人の主張は理由がない。

また、同意書については、本児の署名を求める必要がないことを、父が同意書の提出先であると発言した〇〇警察署に、父母子面会の当日に担当職員が電話で確認したことが認められ、請求人の主張は理由がない。

(2) 請求人は、上記第3・2のとおり、本児が鑑別所で受けた自閉症スペクトラム症疑い等の診断からすると、本児の性格や行動の特異性は父母の育て方や接し方と関連性なく形成されるものである旨主張する。

しかし、本件処分は、上記診断のみによってなされたものではないから、この点に係る請求人の主張は理由がない。

(3) 請求人は、上記第3・3のとおり、本児は、薬物投与により解離や多重人格などの症状があったから、一時保護されてすぐの発言は慎重に解釈すべきである旨主張する。

しかし、本件処分は、本件一時保護をした当時の本児の発言のみによってなされたものではないから、この点に係る請求人の主張は、理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来